

議案第47号

協定項目8 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月27日提出

富山地域合併協議会
会長 森 雅 志

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 7市町村の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
なお、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の任免及び勤務条件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、統一するものとする。
- 3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図るよう努めるものとする。

職員定数・職員の平均年齢（平成16年4月1日現在）

富山市（ ）内は条例定数		大沢野町（ ）内は条例定数		大山町（ ）内は条例定数		八尾町（ ）内は条例定数	
市長部局	2,280 (2,505)	町長部局	161 (165)	町長部局	118 (124)	町長部局	200 (207)
教育委員会事務局	473 (556)	教育委員会事務局	45 (48)	教育委員会事務局	10 (13)	教育委員会事務局	44 (47)
選挙管理委員会事務局	6 (7)	選挙管理委員会事務局 兼務1	1	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局 兼務3	3
監査事務局	7 (8)	監査事務局 兼務3	3	監査事務局		監査事務局 兼務1	1
農業委員会事務局	9 (12)	農業委員会事務局 兼務1	3 (2)	農業委員会事務局	1 (1)	農業委員会事務局 兼務2	2
議会事務局	20 (21)	議会事務局	3 (3)	議会事務局	3 (3)	議会事務局	3 (3)
公営企業	183 (218)	公営企業	5 (5)	公営企業	3 (4)	公営企業	5 (7)
消防	319 (339)	消防署	25 (25)	消防	23 (23)	固定資産評価審査委員会 兼務1	1
				学校以外の教育機関	6 (6)	消防	25 (26)
				町立学校	21 (30)		
計	3,297 (3,666)	計	241 (248)	計	185 (204)	計	277 (290)
派遣職員等	128	派遣職員等	8	派遣職員等	6	派遣職員等	4
平均年齢	42歳8月	平均年齢	42歳9月	平均年齢	41歳9月	平均年齢	41歳4月
婦中町（ ）内は条例定数		山田村（ ）内は条例定数		細入村（ ）内は条例定数			
町長部局	233 (234)	村長部局	38 (43)	村長部局	34 (40)		
教育委員会事務局	60 (74)	教育委員会事務局	7 (9)	教育委員会事務局	2 (6)		
選挙管理委員会事務局 併任 ¹⁰	10	選挙管理委員会事務局 兼務1	1	選挙管理委員会事務局 兼務3	3		
監査事務局	1 (1)	監査事務局 兼務1	1	監査事務局 兼務3	3		
農業委員会事務局	3 (3)	農業委員会事務局 兼務1	1	農業委員会事務局 兼務2	2		
議会事務局	3 (3)	議会事務局 兼務1	1	議会事務局 兼務3	3		
公営企業	8 (8)	公営企業	8 (10)				
消防	32 (32)						
計	340 (355)	計	53 (62)	計	36 (46)		
派遣職員等	3	派遣職員等	1	派遣職員等	1		
平均年齢	40歳7月	平均年齢	42歳7月	平均年齢	38歳5月		

合計：4,429人+派遣職員151人=4,580人(4,871人)

* 「派遣職員等」の欄には、条例に規定する定数外とする職員の数を記載。

* 大沢野町=選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会(1人)については、町長部局の一般職員を兼任せしめることができる。

* 八尾町=選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会については、町長部局の一般職員を兼任せしめることができる。

* 山田村・細入村=選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・議会については、村長部局の一般職員を兼任せしめることができる。

行政職標準職務表

富山市	大沢野町	大山町	八尾町
1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主事、技師 4級 係長、主査、副主任、主事、技師 5級 係長、主査、副主任 6級 係長、主査、副主任 7級 課長代理、副主任 8級 課長、主幹 9級 部次長、参事 10級 部長、理事 11級 部長、理事	1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主事、技師 4級 主任 5級 係長、主査、主任 6級 課長代理、係長、主査 7級 副主任、課長代理 8級 次長、課長、主幹	1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主事、技師 4級 主任、主事、技師 5級 係長、主任 6級 課長代理、係長、主任 7級 課長代理、係長 8級 課長、主幹	1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主事、技師 4級 主任 5級 係長、主査 6級 課長補佐、係長、主査 7級 主幹、課長補佐、係長 8級 課長、主幹
婦中町	山田村	細入村	
1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主事、技師 4級 主任 5級 係長、主査、上級主任 6級 上級係長、主査 7級 主幹、課長補佐、副主任 8級 課長	1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主事、技師 4級 係長、主任 5級 主幹、課長代理、所長代理、係長、主任 6級 課長、所長、所長代理、主幹 7級 課長	1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主事、技師、主任 4級 係長、主査、主任、所長代理 5級 課長代理、係長、所長代理 6級 課長、所長、主幹、課長代理 7級 課長	

関係法令

一般職

地方公務員法（昭和25年法律第261号） 抜粋

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 （略）

（分限及び懲戒の基準）

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 （略）

（降任、免職、休職等）

第28条 職員が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

（1）勤務実績が良くない場合

（2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（3）前2号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

（4）職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2～4 （略）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号） 抜粋

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。